

特許審査審判中間手続（意見書・補正）

難易度
初中級

～事例を交え、拒絶理由通知への
対応を詳細に解説～

2日間

講師	木村 伸也 氏	弁理士 特許庁審査官としての審査業務を経験後、 2011年弁理士登録。経済産業省や特許庁 等が主催する研修の講師を多数務める。	
日時	2026年7月14日（火）、15日（水）13:30～16:30		

◆特許出願において拒絶理由通知書を受け取った際にどのように対応すべきかを身に付け、また、その後の手続がどのように進むかを理解するために、審査・審判段階における中間手続の事例を学ぶことは非常に重要かつ効果的です。

◆本講座では、知財実務担当者、および法務関係者のために、特許の審査・審判段階における中間手続としてどのような対応をするのが適切かについて、事例を交えて説明します。

◆具体的には、特許の審査・審判段階における中間手続として出願人はどのように対応（意見書・補正）したか、また、これに対して審査官・審判合議体はどのような判断をしたかについて詳細に解説します。そして、よい結果が得られなかった事例については、どのような対応をすべきであったかを考察します。

【解説内容】（予定）

テキストはPDFで共有させていただきます

1日目

- はじめに
- 拒絶理由通知
- 拒絶理由対応時の補正
- 特許法36条（明細書等の記載要件）
- 特許法29条1項（新規性）

※関連判決の紹介を随時交えます

2日目

- 特許法29条2項（進歩性）
- 特許法29条の2（拡大先願）
- 特許法39条（先後願）
- 特許法37条（発明の単一性）
- 特許法36条4項2号（先行技術文献に関する情報の開示要件）
- 特許法44条（分割）

◇本講座は、企業や特許事務所で特許業務に携わる1年～5年の方や、これから特許実務に従事しなくてはならない方にとって最適な講座です。



LIVE



ライブ配信だからその場で講師に質問可能 & アrchive配信も実施（各講義翌日から2週間）

・聞き逃しても安心！期間内はなんとでも。

・再生速度を変更可能！